

えびの市犯罪被害者等支援条例施行規則

〔令和7年11月18日
えびの市規則第32号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、えびの市犯罪被害者等支援条例（令和7年えびの市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病の場合にあっては療養の期間が1月以上であって、かつ、3日以上入院することを要するものをいい、精神疾患の場合にあっては療養の期間が1月以上であって、かつ、3日以上労務に服することができない程度と医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時若しくはその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたものをいう。

(支援金等の種類)

第3条 条例第13条第1項の支援金等は、次に掲げるものとする。

- (1) 遺族支援金
- (2) 重傷病支援金
- (3) 転居費用助成金

(遺族支援金及び重傷病支援金の額)

第4条 遺族支援金及び重傷病支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 重傷病支援金 10万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪等に起因して死亡した場合における遺族支援金の額は、同号に定める額から既に支給した重傷病支援金の額を控除した額とする。

(遺族支援金の支給対象者)

第5条 遺族支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者（遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住する者を含む。以下こ

の条において同じ）の遺族（犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者に限る。）で、かつ、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又はえびの市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和3年えびの市告示第200号）第6条第1項に規定する証明書の交付を受けていた者
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。
- 3 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 4 遺族支援金は、第1項に規定する支給対象者のうち、第2項の規定による遺族支援金の支給に係る1番目の順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）に対し支給する。
- 5 遺族支援金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、その1人に対してのみ支給する。この場合において、その1人に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（重傷病支援金の支給対象者）

第6条 重傷病支援金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者とする。

（遺族支援金及び重傷病支援金の支給申請）

第7条 遺族支援金又は重傷病支援金の支給を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 遺族支援金 えびの市犯罪被害者等支援金等（遺族支援金）支給申請書（別記様式第1号）及び次に掲げる書類
 - ア 死亡した犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

- イ 犯罪行為が行われた時における死亡した犯罪被害者の住所を証明することができる書類
- ウ 犯罪行為が行われた時における申請者の住所を証明することができる書類
- エ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- オ 申請者と死亡した犯罪被害者が婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情であったものであるときは、その事実を認めることができる書類
- カ 申請者と死亡した犯罪被害者がパートナーシップの関係にあったものであるときは、その事実を認めることができる書類
- キ 死亡した犯罪被害者が遠隔地での勤務又は学習のため本市の区域外に居住していたときは、これを確認できる書類
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金 えびの市犯罪被害者等支援金等（重傷病支援金）支給申請書（別記様式第2号）及び次に掲げる書類

- ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所を証明することができる書類
- イ 犯罪被害者が受けた負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（転居費用助成金の対象費用等）

第8条 転居費用助成金（以下「助成金」という。）の対象となる費用は、犯罪等による被害のために従前の住居から新たな住居への転居に要する費用であって、次に掲げる費用とする。

- (1) 家事道具の運搬に係る荷造り及び運送に要する費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料その他の費用

2 助成金の額は、対象費用の合計額とし、20万円を上限とする。

3 助成金を受けることができる回数は、同一の犯罪被害について1回までとする。

（転居費用助成金の支給対象者）

第9条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 第5条第1項各号のいずれかに該当する遺族であって、犯罪行為が行われた時において犯罪被害者と同居していたもの

- イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者
 - イ 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することができなくなった者
 - ウ 二次被害を受けた者又は受けるおそれのある者
 - エ アからウまでに類する事由がある者

(転居費用助成金の支給申請)

第10条 助成金の支給を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、えびの市犯罪被害者等支援金等（転居費用助成金）支給申請書（別記様式第3号）に、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要がないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 前条第1号アに該当する者が申請する場合 次に掲げる書類
 - ア 申請者と死亡した犯罪被害者が犯罪行為の行われた時において同居していたことを証明することができる書類
 - イ 死亡した犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - ウ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
 - エ 申請者と死亡した犯罪被害者が婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情であったものであるときは、その事実を認めることができる書類
 - オ 申請者と死亡した犯罪被害者がパートナーシップの関係にあったものであるときは、その事実を認めることができる書類
 - カ 転居後における申請者の住所を証明することができる書類
 - キ 転居費用の支払を証する領収証又はこれに準ずる書類
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 前条第1号イに該当する者が申請する場合 次に掲げる書類
 - ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所を証明することができる書類
 - イ 犯罪被害者が受けた負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書
 - ウ 転居後における申請者の住所を証明することができる書類
 - エ 転居費用の支払を証する領収書又はこれに準ずる書類
 - オ 犯罪等により住居が滅失し、又は著しく損壊した場合にあっては、それを証明することができる書類

カ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかの場合に該当する場合は、支援金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から支援金等と同種の支給を受けている場合

(2) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等内の親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップの関係にあった者を含む。以下同じ。）がある場合。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 犯罪行為が行われた時において、親族関係が破綻していたと認められるとき。

イ 犯罪行為が行われた時において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第13条の規定による保護命令が発せられていたとき。

ウ 犯罪被害者が18歳未満の者を監護していたとき。

エ 犯罪行為が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条の児童虐待に関するものであるとき。

オ 犯罪行為が高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項の養護者による高齢者虐待に関するものであるとき。

カ 犯罪行為が障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第6項の養護者による障害者虐待に関するものであるとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又はその遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、えびの市暴力団排除条例（平成23年えびの市条例第15号）第2条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金等の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の決定)

第12条 市長は、第7条及び第10条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金等の支給の可否を決定し、えびの市犯罪被害者等支援金等支給決定通知書（別記様式第4号）又はえびの市犯罪被害者等支援金等不支給決定通知書（別記様式第5号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援金等の支給の決定に必要な条件を付することが、できる。

(支援金等の請求)

第13条 前条の規定による支援金等の支給の決定を受けた者は、支援金等の支給を受けようとするときは、えびの市犯罪被害者等支援金等支給請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第14条 市長は、支援金等の支給の決定後において、支援金等の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金等の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 支援金等の支給対象者に該当しないこと又は第11条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金等の支給決定又は支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行った場合は、支援金等の支給の決定を受けた者に対してえびの市犯罪被害者等支援金等支給決定取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(支援金等の返還)

第15条 前条の規定により支援金等の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金等が支給されているときは、市長は、当該支援金等の全部又は一部を返還させるものとする。

(報告等)

第16条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、支援金等の支給を申請しようとする者又は支援金等の支給を受けた者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 市長は、支援金等の申請があった際に、必要に応じて警察に当該申請に係る犯罪行為について照会を行うことができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

えびの市犯罪被害者等支援金等（遺族支援金）支給申請書

年 月 日

（宛先）えびの市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄

次のとおり、関係書類を添えて遺族支援金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃		
犯罪行為が行われた場所			
犯 罪 被 害 者	氏名(ふりがな)		
	生年月日	年 月 日 生	
	犯罪行為が行われた時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	
犯罪被害の発生状況			
同一犯罪行為による 重傷病支援金支給の有無	有 • 無		
取扱警察署等	県 警察署 届出年 年・不明受理番号No.		
他の第1順位の遺族氏名(ふりがな)	犯罪被害者との続柄	住 所	
()			
()			
()			

同意書兼誓約書

- ・遺族支援金の支給の決定に際し、えびの市が警察本部、警察署その他の関係機関に対し、私の個人情報を提供し、調査等を行うこと及びその回答を得ることに同意します。
- ・遺族支援金の支給後、えびの市から報告を求められ、又は調査があったときは、これらに応じます。
- ・本申請書の内容に虚偽がないことを認め、遺族支援金の支給決定の取消しがあったときには、直ちに遺族支援金を返還します。
- ・私は、暴力団員でも、暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

氏名（署名）

様式第2号（第7条関係）

えびの市犯罪被害者等支援金等（重傷病支援金）支給申請書

年 月 日

（宛先）えびの市長

申請者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

次のとおり、関係書類を添えて重傷病支援金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為が行われた時の住所	
犯罪被害の発生状況	
負傷又は疾病の状況	
取扱警察署等	県 警察署 届出年 年・不明受理番号No.

同意書兼誓約書

- 重傷病支援金の支給の決定に際し、えびの市が警察本部、警察署その他の関係機関に対し、私の個人情報を提供し、調査等を行うこと及びその回答を得ることに同意します。
- 重傷病支援金の支給後、えびの市から報告を求められ、又は調査があったときは、これらに応じます。
- 本申請書の内容に虚偽がないことを認め、重傷病支援金の支給決定の取消しがあったときには、直ちに重傷病支援金を返還します。
- 私は、暴力団員でも、暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

氏名（署名）

様式第3号（第10条関係）

えびの市犯罪被害者等支援金等（転居費用助成金）支給申請書

年 月 日

（宛先）えびの市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

犯罪被害者との続柄

次のとおり、関係書類を添えて転居費用助成金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃	
犯罪行為が行われた場所		
犯 罪 被 害 者	氏名(ふりがな)	
	生年月日	年 月 日 生
	犯罪行為が行われた時の住所	
	現在の住所	
	死亡年月日【死亡の場合】	年 月 日
犯罪被害の発生状況		
取扱警察署等	県 警察署 届出年 年・不明受理番号 No.	
同意書兼誓約書		
・転居費用助成金の支給の決定に際し、えびの市が警察本部、警察署その他の関係機関に対し、私の個人情報を提供し、調査等を行うこと及びその回答を得ることに同意します。		
・転居費用助成金の支給後、えびの市から報告を求められ、又は調査があったときは、これらに応じます。		
・本申請書の内容に虚偽がないことを認め、転居費用助成金の支給決定の取消しがあったときには、直ちに転居費用助成金を返還します。		
・私は、暴力団員でも、暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。		
氏名（署名）		

(裏面)

転居が必要な事情	
転居前の住所	えびの市 <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
転居後の住所	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 () 契約名義人
転居日	年 月 日
事業者名	
内容	<input type="checkbox"/> 運送 <input type="checkbox"/> 荷造り <input type="checkbox"/> 敷金 <input type="checkbox"/> 礼金 <input type="checkbox"/> 仲介手数料 <input type="checkbox"/> 火災保険料 <input type="checkbox"/> その他 ()
支払った金額	円 (税込み)
申請額	円 (上限 20 万円)
当該犯罪被害について の他の支援の申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

様式第4号（第12条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

えびの市長

えびの市犯罪被害者等支援金等支給決定通知書

年 月 日付けて支給の申請がありましたえびの市犯罪被害者等支援金等（遺族支援金・重傷病支援金・転居費用助成金）については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 (遺族支援金・重傷病支援金・転居費用助成金)について支給します。

支給決定額 円

2 その他

様式第5号（第12条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

えびの市長

えびの市犯罪被害者等支援金等不支給決定通知書

年 月 日付けて支給の申請がありましたえびの市犯罪被害者等支援金等（遺族支援金・重傷病支援金・転居費用助成金）については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

不支給の理由

（教示）

1 審査請求

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、えびの市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、決定の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟

この決定の取消しの訴えの提起は、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合

は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、えびの市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟においてえびの市を代表する者は、えびの市長です。

ただし、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

えびの市犯罪被害者等支援金等支給請求書

年 月 日

えびの市長 様

請求者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日 付けえ 発第 号で支給決定のあったえびの市犯罪被害者等支援金について、えびの市犯罪被害者等支援条例施行規則第13条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円	
支援金等の種類	遺族支援金・重傷病支援金・転居費用助成金	
振込先	金融機関	銀行 信金 農協 店 金庫
	預金種目	当座 ・ 普通
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

*振込先は、請求者名義の口座を記入してください。

様式第7号（第14条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

えびの市長

えびの市犯罪被害者等支援金等支給決定取消通知書

年 月 日付けえ 発第 号で通知しましたえびの市犯罪被害者等支援金等（遺族支援金・重傷病支援金・転居費用助成金）の支給決定については、次のとおり取り消しましたので通知します。

1 取り消した部分

支給決定の全部

支給決定の一部（ ）

2 取り消した理由

（教示）

1 審査請求

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、えびの市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、決定の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟

この決定の取消しの訴えの提起は、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、えびの

市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟においてえびの市を代表する者は、えびの市長です。

ただし、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。